（自動運転企画室）

第三十七条　［略］

2　自動運転企画室においては、令第三十三条第一号、第六号及び第十二号に掲げる事務のうち自動運転に関する事務をつかさどる。

［3・4　略］

［条を削る。］

（交通管制技術室）

第三十八条　［略］

2　交通管制技術室においては、令第三十五条各号に掲げる事務のうち交通管制及び交通安全施設に関する技術的な研究及び指導に関する事務をつかさどる。

［3・4　略］

（特別交通対策室）

第三十九条　交通局交通規制課に、特別交通対策室を置く。

2　特別交通対策室においては、令第三十五条第一号から第三号までに掲げる事務のうち警衛、警護、国際的又は全国的な規模の会議又は競技会、災害その他これらに類する事案に関する事務（交通管制技術室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

3　特別交通対策室に、室長を置く。

4　室長は、命を受け、特別交通対策室の事務を掌理する。

［条を削る。］

（高齢運転者等支援室）

第四十条　［略］

2　高齢運転者等支援室においては、令第三十六条各号に掲げる事務のうち高齢者、障害者その他の自動車等の運転に関し支援を要する者に関する事務をつかさどる。

［3・4　略］

（自動運転企画室）

第三十七条　［同上］

2　自動運転企画室においては、令第三十二条第一号、第七号及び第十三号に掲げる事務のうち自動運転に関する事務（高速道路管理室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

［3・4　同上］

（高速道路管理室）

第三十八条　交通局交通企画課に、高速道路管理室を置く。

2　高速道路管理室においては、令第三十二条第一号に掲げる事務のうち高速道路（高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第四条第一項に規定する高速自動車国道及び道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百十条第一項の規定により国家公安委員会が指定する自動車専用道路をいう。）における交通警察の運営に関する企画及び立案に関する事務並びに同条第六号に掲げる事務をつかさどる。

3　高速道路管理室に、室長を置く。

4　室長は、命を受け、高速道路管理室の事務を掌理する。

（交通管制技術室）

第三十九条　［同上］

2　交通管制技術室においては、令第三十四条に掲げる事務のうち交通管制及び交通安全施設に関する技術的な研究及び指導に関する事務をつかさどる。

［3・4　同上］

［条を加える。］

（東京オリンピック・パラリンピック交通対策室）

第四十条　交通局交通規制課に、東京オリンピック・パラリンピック交通対策室を置く。

2　東京オリンピック・パラリンピック交通対策室においては、令第三十四条第一号から第三号までに掲げる事務のうち平成三十二年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会（第五十条第二項において「大会」と総称する。）に関する事務（交通管制技術室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

3　東京オリンピック・パラリンピック交通対策室に、室長を置く。

4　室長は、命を受け、東京オリンピック・パラリンピック交通対策室の事務を掌理する。

（高齢運転者等支援室）

第四十一条　［同上］

2　高齢運転者等支援室においては、令第三十五条に掲げる事務のうち高齢者、障害者その他の自動車等の運転に関し支援を要する者に関する事務をつかさどる。

［3・4　同上］